

アイヌ政策推進会議（第15回）議事

日 時：令和6年7月9日（金）16:00～17:30

場 所：北海道立道民活動センターかでの 2・7 会議室

出席者：自見内閣府特命担当大臣（アイヌ施策）（座長）、
船橋総務大臣政務官（座長代理）、
秋元委員、石森委員、宇治委員、大川委員、小川委員、坂元委員、佐々木委員、
鈴木委員、常本委員、丸子委員、八幡委員、
松浦内閣官房アイヌ総合政策室長、柿崎内閣官房アイヌ総合政策室長代理、
合田内閣官房アイヌ総合政策室長代理

1. 開会

○船橋政務官

皆様、こんにちは。ただいまから、第15回「アイヌ政策推進会議」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、自見大臣からこの会議の座長代理に指名いただきました、総務大臣政務官の船橋利実でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は北海道選出の参議院議員でございます。日頃より道内各地を回ってございませけれども、今日御出席の皆様方にも日頃から大変お世話になっております。心から感謝を申し上げる次第であります。

北海道におきましては、これまでも各地域において特色あるアイヌ文化を伝承されてきてございますが、令和元年のアイヌ施策推進法の施行以来、新たな交付金を活用した事業の実施、ウポポイの開業などによりまして、アイヌの歴史や文化に対する国民の関心や理解が深まっていると感じているところでございます。座長代理として自見大臣をお支えし、アイヌ文化の復興・発展に努めてまいりたいと考えてございますので、皆様、どうぞ今日はよろしくお願申し上げます。

それでは、初めに、自見大臣から開会の御挨拶をいただきます。

○自見大臣

皆様、こんにちは。大変お世話になっております、アイヌ施策担当大臣を拝命しております自見はなこでございます。本日、第15回アイヌ政策推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

今日は大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。私は今年の9月にアイヌ施策担当大臣を拝命いたしまして、すぐにウポポイへも足を運ばせていただきました。その際には、慰霊施設で献花

をさせていただき、祈りをささげることができました。こうした機会をいただきましたことに心から感謝申し上げたいと思います。また、その後、博物館の展示を拝見したり、皆様と交流させていただく中で、アイヌ文化の持つすばらしさを改めて感じたところでございます。

そうした中で、私個人も、アイヌ文化を大変近くに感じておりまして、東京で国立アイヌ民族博物館主催の展示がございまして、東京の湯島にある国立近現代建築資料館でのチセの展示ですけれども、ここに家族で伺ったり、あるいはアイヌのアニメを家族で鑑賞したり、映画も家族で見にいたりしております。アイヌ文化が持つすばらしい自然との共生の概念など、様々なところにおいて、一人間としても学ぶところが大きいと考えてございます。

今回は、アイヌ施策推進法の施行から5年の見直しの検討という大変大きな節目をあずかる立場の大臣といたしまして、この時期にアイヌ施策担当大臣を拝命していることの重みと、また、皆様が大事にされているアイヌの文化や歴史を、いま一度多くの方にも知っていただきたいということも含めまして、その重みと同時に責任も感じているところであります。

また、近年、アイヌの方々に対する差別的な発言も散見されていることも事実でございまして、私自身も大変心を痛めてございます。アイヌであることを理由に差別されることがあってはならないと思っております。アイヌの方々も民族としての誇りを持って、そして、その誇りが尊重される社会を実現するために、皆様と心を一つに、力を合わせて頑張っていきたいという気持ちで、本日、ここに立たせていただいております。

本日は、それぞれの委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、この初めてとなります5年の見直しにつきましたの議論をスタートさせていただくことができると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。皆様に感謝申し上げます。

○船橋政務官

自見大臣、ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、委員の皆様の御紹介につきましては、この会議の委員名簿をお手元に配付させていただきました。参考資料2のとおりでございますが、北海道アイヌ協会の役員改正に伴いまして委員の交代がございましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

前理事長の加藤委員、前副理事長の中村委員が御退任をされ、新たに副理事長の小川委員、常務理事の宇治委員に御就任をいただいております。大西委員におかれては、所要のため、本日御欠席となっております。大西委員からは書面にて御意見を頂戴しておりまして、お手元に配付させていただいておりますので、後ほど御一読いた

できればと存じます。

それでは、本日の議事のほうに入らせていただきます。

本日の会議資料につきましては、事前に事務方から各委員の皆様に御説明をさせていただいておりますので、早速意見交換のほうに入らせていただきたいと思います。時間としては17時15分を目途にさせていただいて、各委員から一通り御発言をいただきたいと考えてございます。このため、大変恐縮に存じるところでございますけれども、御発言につきましては、お一人、5分程度におまとめいただきますようお願い申し上げます。そして、発言の順番については、こちらのほうも大変恐縮に存じますが、私のほうで指名をさせていただくことにさせていただきますので、順次御発言をお願いいたします。

2. 意見交換

○委員A

緑のよい季節に道都札幌で開催していただき、心から感謝を申し上げます。自見大臣におかれましては、就任間もない昨年10月、ウポポイの慰霊施設に御視察に来ていただき、先祖の遺骨が納められている墓所に花束を添えていただき、ねんごろに哀悼の意をささげていただきました。涙が抑え切れないほどありがたく感謝の言葉しかありませんでした。心からお礼を申し上げます。次第です。

アイヌ民族は長く悲嘆の歴史が続きましたが、北海道、国会議員、政府関係者の皆様の多大な御理解の下、第1条にアイヌは先住民族であると明記したアイヌ施策推進法を制定していただきましたが、その施行から5月で5年が経ちました。北海道の地域課題にすぎなかったアイヌ政策が、新しく国が主導する先住民族政策として位置づけられ、国による強力かつ総合的な推進体制が整備されました。差別の禁止や交付金制度など、種々の施策が盛り込まれ、その根拠となった新法制定に改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

私が理事長に就任してから、150年たっても依然と変わらない同胞の生活の厳しさを何とかできないかとの思いで、国や道に対し生活向上と子弟の教育の充実を訴えてきたところですが、特に力を入れて取り組んできたことは、貧困と差別の繰り返しの中で、これまで悲しい思いをしてきた高齢のエカシ・フチに対し、人生の最期の一瞬でもこの国に生まれてよかったと思えるような政策を国にお願いをすることでした。

現在、交付金制度を活用し、事業の趣旨や現状を踏まえた柔軟な対応で取り組んでいただいております。令和5年度、令和6年度と、徐々にではありますが実施市町村が増えてきています。この傾向を一層確実なものにするためにも、国におかれましては、各市町村で取組が推進されるよう、様々な機会を捉え、働きかけていくとともに、協会がなく、交付金制度にあずかることの困難な同胞に対しても支援できるよう、引き続き尽力をお願い申し上げます。次第です。

今年度、法律施行から5年が経過し、施行状況を踏まえ検討を加える時期を迎えています。第4条に差別禁止の条項が盛り込まれていますが、皆さん御承知のとおり、国民に範を垂れるべき立場である者による差別的発言が再三に渡り繰り返され、それを止めることも止めさせることもできないなど、大変遺憾に思います。また、様々な媒体においても先住民族アイヌはないなどとの発言が後を絶ちません。こうした人権を蔑ろにする危機的な状況に対し、差別的発言への実効性のある対応、法的措置を含め、ぜひともご検討いただき、差別の根絶をアイヌ施策から広げて行っていただきたいと思う次第です。

交付金の活用においては、当初に比べ、材料の高騰等により厳しい状況にありますので、各地域の協会をはじめ、市町村からの要請等を踏まえ、実情に応じた必要な予算確保をお願い申し上げます。

前任からお願いしていましたが、ウポポイの入場者目標は年間100万人であり、車の事故や空き地への駐車など、地域住民に迷惑をかけないようにするためには、もう一本道路を設け、交通渋滞の緩和をはかっていただくことが必要であると思いますので、引き続き御検討いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員B

本日は、昨年に引き続きの北海道でのアイヌ政策推進会議の開催ということでございます。自見大臣をはじめ船橋先生、そして、多くの方の御協力によって、このような形で開催できることに感謝申し上げます。また、自見大臣には、アイヌ政策推進にあつて何度も御来道いただき、また、取組を進めていただいていることにも重ねて感謝申し上げます。

今月の12日でウポポイが4周年という状況です。コロナ禍の制約もありましたけれども、国内外から120万を超える方々にお越しいただいているというところでもあります。このウポポイの運営に御尽力をいただいている方々に対しても、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

また、本年の3月には、ウポポイ誘客促進戦略、これを作成いただきまして、国や関係機関の皆様との役割分担をしながら、さらなる誘客促進に北海道としても取り組んでいきたいと考えています。

本日は、一言申し上げたいと思っています。今日の議題でもありますけれども、アイヌ施策推進法の附則第9条におきまして、施行後5年を経過した場合に、その施行状況について検討を行うということになっていますので、今日もそういった趣旨でこちらを進められているところでもあります。

法施行後5年の中で、施行状況がどうなっているのかなどについて、しっかり把握していく必要があると思っています。北海道では、アイヌの方々の生活実態調査、こ

れに取り組んでいます。また、道民の皆様全般を対象とする意識調査についても検討しているところであります。

しかしながら、国においては、法施行後5年の今後を検討していきましょうということで今日集まっているにも関わらず、北海道は北海道を調べるのですが、北海道以外の点についてはどうしても国に、そういった5年を経てどう変化があったか調べていただきたいのですが、何度も我々から、御検討をお願い申し上げたところでございますけれども、2年前に行った国民意識調査の結果を活用するので改めての調査は考えていませんということで、繰り返し我々としてはお話をお聞きしているところであります。本来、この場でこのようなことを大臣に直訴することは避けたかったのですけれども、私は、国民の皆様の声なぜ聞いていただけないのか。北海道については、道内のアイヌの方々、また、道民の方々に対して、これから検討の上でお聞きをしていきます。しかしながら、例えば偏見、差別、誹謗、中傷の観点で言えば、北海道以外の地域にお住まいの方だって、この法律に基づいて理解を深めていただくことが必要にもかかわらずそういった調査しないということでもあります。これは私はおかしいと思っています。ぜひ、今日は大臣が御出席でありますから、この調査はやると。そして、内容については、今後、例えば、道とも調整をしながら検討していくとか、こういったことをぜひ。何回言っても無理なものですから、これは大臣しか決められませんので、ぜひこれは、お願い申し上げたいと思います。

これは他の委員も、その必要性について非常に憂慮されています。ほかにも、もしかしたら、委員の方も「何で国民に声を聞かないでこういう議論をやるんだ」という意見があるのではないかなと思っていますので、その点、非常にアイヌ政策に御理解が深い自見大臣には何とか国民の声を聞いていただく。そして、法施行5年を経て、どういう状況になっているかを真摯にみんなで受け止めて今後のことを考えていく、そういったことに立っていただけたらありがたいと思っています。

そして、ウポポイについても、開業当初は様々な取組をしたのですが、結構日にちが経ちましたので、また開業当初のときにこういったことをやってきたかなということも、皆さんと、ある意味では振り返りながら、集中的、効果的な取組を皆さんとまたしていかなければならないのではないかと考えています。

先ほど調査の点でも触れましたが、アイヌの方々に対する差別の問題につきましては、これはネット上の書き込みも含めて後を絶たない、そういう状況もありますので、こういったことも含めて、今の時点での全国の状況というのを改めて皆さんと共有した上で有効な対策を検討していく、このことが必要だと思います。

恐らく、皆さんが発言した後、最後に大臣に御発言いただけたらと思いますので、ぜひ、何とか、そういう思いに寄り添った御発言をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員C

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

自見大臣におかれましては、札幌にお越しいただきましてありがとうございます。
涼しい北海道でお迎えができてよかったなと思っています。

私からは、交付金を活用させていただいている札幌市の事業について、お話をさせていただければと思っています。

札幌市におきましては「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けまして、アイヌ民族の歴史あるいは文化への理解促進、アイヌ文化による地域振興や産業振興、そして、将来において、アイヌ文化を担う子供たちへの学習、文化継承の支援といった取組を引き続き行って参りたいと思っています。

このうち、今年度から新たに実施する事業といたしましては、札幌市のアイヌ文化の拠点施設でありますアイヌ文化交流センター、愛称サッポロピリカコタンと申しておりますが、このサッポロピリカコタンに無料送迎バスの試行運行というものを今行っております。また、エカシ・フチの貴重な知識、経験というものを将来につなげていくための、エカシ・フチの知識・経験記録事業というものを行う予定でございます。そして、市民を対象として、アイヌ文化を身近に感じていただくための、市内のアイヌ文化関連施設を巡るバスツアーということを、交付金を活用させていただきながら行う予定で、今後も続けていきたいと思っています。

この無料送迎バスにつきましては、地下鉄の駅から往復運行しておりまして、今年度の運行日程は6月から10月までの金土日、そして、夏休み期間中は休館日を除いて毎日運行してございます。

また、継続事業として、これは令和4年度から実施しておりますが、ウポポイとピリカコタンを周遊するバスツアーも行っておりまして、参加者から大変御好評をいただいております。1回40人の定員で、1年間に30回行っており、そういう意味では単純計算で1,200人の方に参加いただいているのですが、応募が大変多くて抽選をさせていただいているような状況でございます。このようなアイヌ文化を札幌市民に身近に感じていただく取組を今後も進めていきたいと思っています。

また、札幌市では、性別、民族、障がいの有無などを問わず「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる共生社会」の実現ということに向けて、この取組を市民、事業者、行政が一体的に進めていけるよう、（仮称）共生社会推進条例の制定を目指しているところです。先ほど差別の問題がございましたけれども、そういったことのない社会を実現していきたいと思っています。

引き続き皆様方と連携させていただきながら、理解促進を進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員D

私は博物館を運営している立場で、意見を述べさせていただきます。私どもの博物館では北海道の歴史、自然、文化、そしてアイヌ民族の文化についても展示を行っています。私どもの博物館では2015年に常設展示を大幅に改めまして、アイヌ民族文化の展示につきましても「アイヌ文化の世界」というテーマの下でまとまったかたちで展示改訂を行いました。それに対しまして、日本展示学会から優秀な展示と認められまして学会表彰（作品賞）を授与されています。

私どもの博物館では2015年に常設展示を大幅に改めましたが、当初の数年間には来館者による「カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）」はほとんど生じませんでした。ところが、2019年5月にアイヌ施策推進法が施行され、2020年7月にウポポイが開業してから、カスハラが頻発するようになりました。例えば「アイヌ民族なんて存在しないだろう」という極端なことを主張される来館者もおられますし、アイヌ民族の諸々の歴史を否定する意見、アイヌ民族の利権や逆差別に関する意見、個々の展示に関する差別的意見等々を言い立てる方々が数多く来館されるようになりました。

私どもの博物館では長年に亘って女性解説員によるガイドツアー（ハイライトツアー）を1日1回、14時から実施し好評を得ていました。常設展示を2015年にリニューアルオープンさせましてから、少なくともアイヌ民族文化の展示につきましてもカスハラがほとんど生じていませんでしたが、くしくも2019年にアイヌ施策推進法が施行され、2020年にウポポイが開業してから、私どもの博物館でアイヌ民族文化の展示に関する様々なかたちでのカスハラが頻発するようになりました。

私個人としましては、アイヌ施策推進法の施行後における様々な事業展開（アイヌ政策推進交付金による各種事業、アイヌ遺骨等の返還・集約、人権相談・人権啓発事業など）が図られていることを評価していますが、少なくとも私どもの博物館におけるアイヌ民族文化の展示につきましても、アイヌ施策推進法の施行後に様々な問題が発生しています。特にガイドツアーの際には女性ガイド（解説員）を取り囲んで、カスハラ、ヘイト発言、レイシャルハラスメント的発言を声高に叫ぶ来館者が増加しました。これらのカスハラを行う来館者は互いに連絡を取り合って来館し、自由参加のガイドツアーに参加して、ガイドの女性解説員に対してカスハラを繰り返すために、担当者のメンタルが相当深刻な状況に追い込まれました。そのために博物館の幹部学芸員が後方でツアーの様子を見ていて、必要があればすぐに女性解説員をサポートする体制を取り続けました。その後における日本全体のコロナ禍の深刻化に伴いまして、私どもの博物館も臨時休館措置を何度もとることになり、ガイドツアーを一時的に中止するようになりました。その後再開館した際にも、カスハラを受ける女性解説員の精神的負担を考慮して、ガイドツアーの一時的休止を行い、残念ながら現在も中止状態を継続しています。

アイヌ施策推進法の施行後に私どもの博物館が経験しましたアイヌ民族文化展示をめぐるカスハラにつきましても、一方で政府によるアイヌ民族に対する各種事業（アイヌ政策推進交付金による各種事業など）が成果を上げているにもかかわらず、一部の国

民の間では必ずしも、そのことを是としていないのではないかという疑念を感じています。私といたしましては、アイヌ施策推進法の施行から5年が経った、この機会にアイヌ施策推進に関する日本人の国民意識を改めて世論調査することが必要不可欠であろうと認識しています。

○委員E

イランカラプテ。

自見大臣におきましては、先ほど、お話がありましたけれども、就任早々、先祖の遺骨が眠るウポポイの慰霊施設を視察いただき、心からお礼を申し上げます。

さて、新しい学習指導要領に基づいた教科書の利用も今年度から高校の全課程で始まり、これで全ての教育課程で実施されることになりました。アイヌの歴史や文化に対する国民理解、とりわけ、発達段階に応じ、先住民族アイヌの歴史や文化に関する必要な知識の習得や理解を図るためには、相対する指導者の研修と相まって教科書記述は極めて重要であります。また、アイヌに関する記述の充実を図る観点から、教科書発行会社を対象とする説明会を毎年開催していただいております。アイヌに関する教育の一層の充実が図られていることに対し、御尽力いただきました文部科学省をはじめ関係機関や企業、団体の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、ウポポイですが、開業から今日まで全国から大勢の児童生徒が修学旅行でウポポイを訪問しておりますが、このウポポイで新しい教科書で学んだアイヌについて、最も身近な異文化として出会い、様々なプログラム体験を通じ、言わば教科書学習と異文化体験との相乗効果により、アイヌの歴史や文化への理解は格段に深まるものと理解しておりますが、コロナ禍の終息下、修学旅行でウポポイを訪れる児童生徒が、令和5年度は前年度に比べ減少しています。また、今年度のそうした傾向が顕著であれば、ウポポイの役割、機能としても大変残念なことでありますので、早い時期から、そうした状況の把握や要因の分析を行い、受入れの教育プログラムの充実を含め、ウポポイの誘客対策の中にしっかりと位置づけ、修学旅行生の増加につながるよう、対応に万全を期すようお願いしたいと思います。

日本史の教科書の歴史記述とも関連するのですが、北海道という島の歴史や、そこで長く暮らしてきたアイヌの歴史は、国家の歴史や国民の物語を主眼とする学校教育の中で部分的に取り扱われることがあっても、通史的にはうまく語られてきませんでした。13世紀の「アイヌ文化期」にぽっとアイヌが湧いて出てくるような印象を与えることがその顕著な例ですが、このことがまた、アイヌに対する様々な差別や偏見、誤解の要因になっているのも否めません。

アイヌ民族の通史を、現行の日本史の枠組みで教科書記述にするには限界があるものと思われまますので、現下、ウポポイの国立アイヌ民族博物館の展示見直しが検討されていると承知していますので、学术界の協力を得ながら、考古学、自然人類学など、

関係する政策科学の研究成果を総動員し、先住民族アイヌの公正、公平な歴史理解につなげていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、アイヌ施策の推進法の見直しに関連し、人権をないがしろにする危機的な状況に対し、差別的発言の実効性ある法的措置を含め対応について要請がありました。私からも、差別の根絶に向け、ぜひとも御検討いただきますようお願いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員F

イランカラプテ。

繰り返しになるのですけれども、自見大臣におかれましては、昨年10月に御就任早々、先祖の遺骨が眠る慰霊施設を御視察いただきましたことに、心よりお礼申し上げます。

さて、当協会にとり最重要の課題は先祖の御遺骨の返還でありました。アイヌ遺骨は、研究目的と称し、明治・昭和の時代を通じ大学研究者等により発掘・収集がなされ、中には盗掘という形で行われたものもあり、国の調査により、全国12の大学、18の博物館等において多くは劣悪な状況の下で収蔵されていることが明らかになりました。

当時の理事長を先頭に、正義に反し理不尽な形で発掘・収蔵され、劣悪な環境に置かれている御遺骨を含め、一刻も早く尊厳ある慰霊が可能となるよう、民族共生象徴空間内に慰霊施設の整備を求め、令和元年11月、国・関係機関等の御理解・御尽力により、立派な慰霊施設が竣工しました。

翌月の12月、大学保管の御遺骨は、地元調整を要するものや、地域返還を行うものを除き、慰霊施設にある墓所、納骨堂に一時的保管として納められ、現在、空調設備が整った環境に安置されています。以来、毎年、道内外から同胞がこの施設に集い、国・大学等関係機関に対し正義の修復を求めつつ、先祖の失われた尊厳と人権の回復、先祖との絆の回復を希い、求めながら、この施設が整備された歴史的経緯をしっかりと次世代に受け継いでいく思いで、慰霊行事を実施していただいているところです。

また、全国18の博物館等に保管されていた御遺骨については、その一部を昨年9月によりやく慰霊施設へ納めることができましたし、残る博物館遺骨についても、今年度中に慰霊施設へ集約できるものと伺っています。

残る大きな課題は、海外に持ち出された御遺骨についてであります。政府や関係機関の御理解・御尽力により、昨年5月にオーストラリアに行き、2つの博物館から3体を引き取り、返還式や伝統に即してカムイノミを執り行い、平成29年のドイツに次ぐ2例目としてふるさとに連れ帰り、長年の心の苦労が幾分軽くなったように思いましたが、まだ複数の国に存在しているとの情報もあり、なかなか出口の見えないトンネルの中にいる思いです。

そうした中で、このたび、イギリスに所在することが明らかになるとともに、調査が必要な遺骨があるとも判明いたしました。改めて国の一層の御尽力により、1日も早い返還の実現をお願いするとともに、必要な調査を速やかに実施、さらには、ほかの海外遺骨等についての状況把握等を行っていただき、海外遺骨問題の早期解決を図っていただくよう切にお願い申し上げる次第です。

繰り返しになるのですが、先ほどアイヌ施策推進法の見直しに関連し、人権をないがしろにする危機的な状況に対し、差別的発言への実効性ある法的措置を含めた対応について要請がありました。私からも差別の根絶に向け、ぜひとも御検討をお願いいたします。

1つ、松浦室長におかれましては、私、本別町という田舎に住んでいるのですが、足をお運びいただき膝詰めでいろいろな話をさせていただいております。非常に感謝しております。ありがとうございます。アイヌのことわざで、コーヒーをこぼしたら、和人は「何でこぼすんだ」と怒るけれども、アイヌは「テーブルもコーヒーを飲みたかったんだ」というのがあるのですけれども、そういうアイヌの精神ではないのですが、すごく寄り添っていただける室長ですので、私はアイヌ協会としても、こういった方を選んでいただいた大臣には大変感謝申し上げます。

以上です。

○委員G

イランカラブテ。

私どもセンターは、令和4年度に法務省からの委託を受けまして、啓発動画『アコロ青春（私たちの青春）』を作成し、昨年3月に完成いたしました。この動画では、平取町出身のアイヌの青年が自らのアイデンティティーに目覚め、アイヌの精神文化と歴史をウポポイにおいて学ぶシーンが出てきます。共感が得られる内容になっていると思います。

現在、この動画は、法務局及び当センターにおいてDVDの貸出しを行っているほか、YouTube法務省チャンネルでも配信されています。おかげさまで、令和6年7月時点で再生回数は1万7000回を超えております。着実に視聴者数が増加しております。私どもとしては、今後も、北海道を訪れる修学旅行生の事前学習教材として活用していただくなど、本動画がアイヌの人々に対する理解を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別解消のための一助となることを期待しております。

また、当センターでは、厚生労働省からの委託を受けまして、アイヌの方々のための生活相談事業を行っております。令和5年度は619件の相談があり、その中で、アイヌの人からの相談件数は501件でした。複数のカテゴリーの相談が同じ方からありますので、単純集計するとカテゴリーでは672件になりますが、身体の特徴や心身の不調に関する相談が315件と最も多く、次いで生活苦など、暮らし向きに関する相談が291件。

その他が66件となっております。その他の中に、職場でアイヌ差別を受けたという相談39件や、偏見・差別に関する相談も7件ありました。

偏見・差別に関する相談があった場合には、法務省の人権擁護機関の相談窓口案内することを徹底しておりますけれども、相談者が、話を聞いてもらったことで満足したとのことで、他機関への連絡を望まなかったりするケースがほとんどでございます。

また、相談者の中には、政府への要望で、北海道各地における生活館のような、アイヌの人たちの文化や生活について様々な活動を行う施設を東京に作ってほしい、こういう声も19件ほどございました。

なお、現在、インターネットによる人権侵害が、在日の方やアイヌの人々に対して行われておまして、人権侵害件数それ自体も高止まりを続けている現状がございます。私どもセンターとしては、今後も関係機関間の緊密な連携を図っていくとともに、インターネット上の人権侵害情報に関する相談対応の充実・強化についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○委員H

配付された資料の中の「主要施策」の6ページ、「国立アイヌ民族博物館の改善・新規の取組」の中に「松浦武四郎記念館（三重県）等においてアイヌ文化等を紹介する道外展を開催」するとあります。これはいわゆる巡回展のことで国立アイヌ民族博物館の事業として大事なことだとは思うのですけれども、実は、アイヌ民族文化財団でも、1997年以来毎年、各地域の博物館と共同してアイヌ文化の紹介事業を行っているのです。「アイヌ工芸品展」がそれで、北海道と他府県の二か所で開催。

今年度は四国の徳島県にある太布（たふ）という古い伝統的な織物とアイヌの伝統的なアットゥシ、これを比較しながら展覧会を構成します。

これは太布もアットゥシも、その素材は木の内皮（これを靱皮といいます）の繊維で織った布です。これらを靱皮衣（じんぴい）と言ったりするのですけれども、靱皮を使った衣服は日本列島の各地でつくられています。これら衣服製品をたくさん並べて比較してみようという展覧会なのです。そういった面白い展覧会事業をいろいろやっていますので、これが国立アイヌ民族博物館での事業と財団の事業と重複したら、同じことやっても駄目じゃないかということで、潰されないようにしていただきたいと。これをお願い申し上げます。

それから、同じような文化財に関する事業なのですけれども、常に考えていることではあるのですが、例えば沖縄が日本に復帰してすぐの1974年に、芭蕉布が重要無形文化財に、そしてそれを織っている人が、2000年に人間国宝として国の指定になりました。芭蕉布の制作は一時は衰退していたのですけれども、その指定をきっかけ

に若い人がどんどん加わるようになりまして、今、沖縄の染織産業の中ではかなり重要な位置を占めています。

文化財保護法の文化財の指定にアイヌの文化財がきわめて少ないというのは、いろいろな面でいかなものかと思うのです。

例えば、萱野茂先生が集められたアイヌ文化財が重要有形民俗文化財になっています。それ以降はあまり進んでいない。ですから、例えば、アイヌのアットゥシ織りや木工芸の制作者が人間国宝に指定されたら、また若い人が増えてくるのではないかということのを常に考えているのです。

前回は申し上げましたが、わたくしはよく「ひとつの列島、ふたつの国家、みっつの文化」と言い方をするのですけれども、ひとつの日本列島の中にふたつの国家がありました。天皇を核とした日本、それから、琉球国王を核とした琉球王国です。みっつの文化というのは、北からアイヌ語をベースとしたアイヌ文化、日本語をベースとした日本文化、そして、琉球語をベースとした琉球文化ですが、この中で、やはりアイヌ文化に対する評価がすごく低いと言えらると思うのです。

これは、判断の基準となる尺度が日本文化の尺度。要するに、日本語を話す人の文化で、それを基準としてアイヌ文化を見たりすると、全然そのレベルに行っていないじゃないかという見方で否定されることがあるのですが、そうではなくて、みっつの文化にはみっつの尺度があります。それぞれの尺で文化財の指定の方向に進んでいただけないだろうかということのを、認識していただければなと思ひます。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○委員I

ありがとうございます。

指定法人としてウポポイの管理運営に当たらせていただいております私どもアイヌ民族文化財団といたしましては、国内外の人々のアイヌに関する理解を促進する拠点として、一人でも多くの人々にウポポイに訪れていただけるようにウポポイ誘客促進戦略をはじめとして、ウポポイの充実強化のためにお示しをいただいた諸施策の実現に尽力をしまるとともに、開業から4年を経て、経験が蓄積された私ども自身の発想によっても誘客の促進に一層努めてまいりたいと考えておるところでございます。

その際には、資料1の5ページにもございますけれども、ここの「基本的考え方」で御指摘をいただいておりますように、ウポポイの意義・目的に照らし、ウポポイがアイヌの人々にとって気軽に訪れ、集うことができる場となることが重要だと考えております。ウポポイの制度設計に係る議論をしていた際にも、ウポポイがアイヌの人々の心のよりどころにならなければならないとされていたことをこの機会に思い起こしておきたいと思ひます。

そのためには、例えば、特定の日について、主としてアイヌの人々が特に関心を持

たれるようなイベントを実施して、多くのアイヌの人々の来場を図りつつ、入場料については、アイヌに限らず全員について無料とするなど、何らかの工夫が必要になるかと思われます。

現在も、御承知のように11月3日を無料開放デーとしてはおりますけれども、それとは別に、特に、アイヌの人々に親しんでいただけるようなプログラムを工夫し、それをアイヌの日を実施するという取組もあり得るのではないかと考えております。

このアイヌの日をいつにするかについては、以前、議論があったところでもございますけれども、アイヌ施策推進法5年見直しの機会に、改めて北海道アイヌ協会の御意見をいただきつつ考えてみてもよいのではないかと考えております。

また、ウポポイの充実強化に際しましては、アイヌ文化振興・研究推進機構時代から継続して実施しております文化振興事業を、ウポポイ事業と有機的に関連させて、限られたリソースを一体的かつ効果的に活用してまいりたいと考えております。

例えば、アイヌ語弁論大会の会場としてウポポイを活用できないかとも考えているところでもございますけれども、ただ、このような形でウポポイを活用するに当たっては、入場料の調整などは一つのハードルになるのかなと思ったりもしております。例えば、ウポポイで国際シンポジウムなどを開催するときにも同じ問題が生じるのかもしれない。ここの辺りも各種柔軟な取扱いについて御配慮いただけたらと思う次第でございます。

また、人的な面でも、限られた財団職員を適材適所で活躍させるために、事業の壁を超えた人材の活用ができないか考えてみたいと思っているところでございます。

さらに、国際交流につきましても、主要施策の一つとして本資料7ページ(5)に書かれているとおりでございますが、台湾のウポポイに相当する原住民族文化園区から、今年の3月に舞踊チームを招いて、ウポポイのホールで台湾の伝統的舞踊を披露していただきました。来園者の皆様に、世界における先住民族の存在と民族文化の多様性を実感していただくためにも、これからも海外の先住民族のパフォーマンスを紹介していきたいと思っているところでございます。

ただ、海外の多様な先住民族文化をウポポイにおいて効果的に紹介するためには、そのための常設の施設や展示が必要なのではないかと考えております。アイヌ民族博物館におきましては、展示面積の制約のために海外の民族の展示がほとんどできておりません。アイヌが先住民族であるということ、そして、そのことについて、アイヌと日本に特有の事情があることなど、我が国の事情に即した先住民族政策の意義を正しく理解していただくためにも、海外の先住民族に関する展示や解説を常設の施設において体系的に行う必要があるのではないかと考えているところでございます。もちろん、実現には課題もあろうかと思っておりますけれども、この点、御検討いただければ誠に幸いと存じます。

最後になりますが、ウポポイの魅力を高めて、お客様の満足度を向上させるべきで

あるのは当然のことですが、その前提条件としても重要な意味を持つと思われるのが、先ほど御覧いただいた資料1の7ページの「主要施策」の3の最後で書かれていますけれども、札幌市とウポポイの間を結ぶ直通バスの運行でございます。

アイヌ施策推進法の附帯決議にも、民族共生象徴空間へのアクセスの改善を図ることとわわられているところでございます。ウポポイの開業に際しては、白老駅に特急「北斗」を停車させることについて、JRをはじめ関係の皆様にご多大な御尽力をいただいたと伺っております。これは誠にありがたいことではございますが、ただ、札幌から白老までの往復特急運賃にウポポイの入場料を加えると、一人当たり9000円近くになります。何らかのセット割引のような工夫をさせていただけないかと思うところではございますが、もう一つの方策として、低廉なバスの運行をお願いしたいと思う次第です。

これまでも何度かバスを運行してみたけれども、利用者がごく少数にとどまっていたという話も聞きますが、それは恐らく、単にバスの存在が知られていなかったからではないかと思われまふ。「そんなバスがあつたのなら利用したかつた」という声を多くの方から伺っています。自家用車による来園が厳しくなる冬場はもちろんのこと、できれば通年を実現していただけないかと考えております。これは観光やビジネスで札幌のホテルに滞在している人たちの空き時間の活用や、または新千歳空港におけるトランジットやストップオーバー客にとつても有用なことではないかと考える次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員J

先日は意見交換に来てくださつてありがとうございます。

道外の調査をする気がないというのを聞いて、すごくショックを受けながら、室長をにらみつけて座つていたのですけれども、本当に、この会議に関わるようになってから、唯一私が一つ願つているのは、法の下での平等に立たせてくれと。北海道を出たアイヌは、対応がアイヌであつてアイヌじゃないのです。北海道にいてアイヌという差別を受けて、それを逃れるのに本州に逃げたアイヌもいっぱいいるのです。

本州の人間はアイヌを知らないから、本州に住めばアイヌという差別に遭わないだろうと出てきたら、アイヌという差別のほかには在日外国人という差別がついてきて、若い女性などは本当に、売春目的で海外から日本にお金を稼ぎに来た人だろうみたいな扱いも受けるという、本当に二重三重の差別があつて、それは女性だけではなくて、アイヌ差別を逃れて本州に渡つたアイヌの男性のほうがより深刻で、自分がアイヌだと一切名乗らない、外国人扱いされても耐えて働いているという人たちがいて、たまたま、私が偶然仕事で出会つたアイヌの男性も、自分がアイヌだと認めるのに、私と出会つてから20年かかっているのです。「○※ちゃん、俺、アイヌだよ」つて。20年

ですよ。20年。

※個人名でしたので伏字にさせていただきます。

アイヌという言葉を使うことも恐怖で使えなくて、出会ったときは、一目で、この人はアイヌだなと分かる立派な胸毛もいっぱい生えていたのに、数年後には、私の視線が気になったらしくて、脱毛してしまつてつるんとしてしまつて、よりアイヌに見えないようにというそういう努力を、女性がしているならまだしも男性もそうしなければ生きていけないというこの現実。

法律が新しくなって、土人保護法から改正されて、これで私たちは法の下にも平等に立てると喜んだのに、蓋を開けてみたら、全てが北海道、北海道、北海道、北海道、北海道なのです。だから、ウポポイができたのも、それはそれでいいと思うし、どんどんアイヌの発信をしていく場所でいいと思っています。でも、道外に出たアイヌの差別と悲しみをいつになったらこの国は、私たちアイヌを法の下での平等で、道外アイヌも北海道アイヌも同じ土俵に乗せてくれるのでしょうかと。本当に、これを一筋に私は十数年言い続けているような気がするのですけれども。でも、まだ一度も改善されていない。

道内アイヌで、ほとんど無年金で生活が苦しいというアイヌがいっぱいいるのも確かです。でも、それは同じく、道内も道外も含めてアイヌだというあれで、ちゃんとした職業に就きたくても、差別や偏見で平易な仕事しかできなかつた。年金なんて払っている余裕なかつたという人たちもいっぱいいるのです。やっと年金を払っても「10万もいかないんだよ」と。「2か月に1回、10万入ったら御の字」という現実の声もあるのです。そういうのを考えたら、本当に道外のアイヌの現状を調べてほしい。

意見交換、昨年3月に政策室の方たちと首都圏のアイヌで意見交換を一度だけやったのです。その後もやると言ってくださつたのですけれども、その当時の室長と今の室長でチェンジしてしまったので話が途絶えてしまつているのですけれども、本当に声を拾ってほしいのです。唯一、人権教育啓発推進センターで首都圏のアイヌの相談員が2名いますけれども、ウポポイができてよかつたなど、外から見ているアイヌの人たちが正規の職員として、生活の安定を得る仕事を持ってウポポイに勤めている人たちを見て、こういうように道外でもなつてほしいなど。

その相談員というのも、人の相談を聞くには、自分の生活が安定して、心が安定してなければ、人の相談などは聞いてられないのです。上っ面だけ聞いて、そうなの、そうなの、大変ねと同調したふりはしているけれども、自分の生活が安定しなければ、心底相談になど乗れないのです。だから、相談員をやっているイコール、それでちゃんと生活ができるのですよと。なおかつ、秘守義務を持ってこの仕事に就いているのですよという相談員を育ててほしい。今の相談員では駄目です。

本当に、お願いですから道外のアイヌの現状を、私、今日、アイヌ文様を刺したのを着ていますけれども、北海道でこれを着ていると観光客についてこられるのです。道外で着ていたら、「何だあれ」と言われて、普通にスーツを着ておしゃれをしてい

ても、日本の警察とかそういう人たち、この国の先住民族アイヌのことを学んでないので、私を不法滞在の外国人扱いして職質しに来るのです。何度も嫌な思いをしているのです。

だから、制服を着ていたり和服を着ているとそういう目には遭わないのだけれども、普通に現代風のおしゃれをして歩いていると「不法滞在の外国人？パスポートは持っているのか」と。お巡りさんたちはパスポートは持ち歩かないですよ。免許証を見せたら「何だよ紛らわしい」と怒られるのです。なぜ私が怒られなくてはいけないの。間違えたらあなたが世間から怒られなくてはいけないのよと。だから、その辺もはっきり。

だから、学校の先生方もそうですし、公共の機関に勤めている人たちで、日本の先住民族アイヌのことを知らない。知らな過ぎる。「アイヌだよ」と名乗ったらいろいろな目で見えてくる。だから、そこの教育もやってほしいのです。私たちが普通にシンプルにおしゃれをして歩いても不法滞在の外人扱いを受けない、そういう制度にならないと。

本当に私たちは法の下での平等にめちゃくちゃ憧れているのですけれども、そこに立たせてほしいのです。北海道のアイヌも含めて、道外のアイヌも同じ土俵の上で立って対等な対話がしたいのです。その礎をつくっていただきたいです。よろしくお願いします。

○委員K

イランカラプテ。

様々な委員の方から意見をいただいているので、重複しているところは割愛させていただきますましてお話ししたいと思います。

差別発言のことについては、昨年度の会議でも、インターネット上の権利侵害について御報告させていただいたところでございますけれども、昨年の会議から今年の1年で人権関係に関する重要施策の取組が進んだということは本当にすごいことだなと考えております。関係者の皆様、ありがとうございます。

ただ、一方で、まだまだ増え続けている差別発言に関しましては、やはり様々な勉強会や意見交換の場に出てくるのは、具体的な抑止力が欲しい、罰則規定が欲しいと、ほかの委員の方からも御指摘があった内容となっておりますので、今回御提案の資料のとおり、御提案のありました方策についても進めていきつつ、こちらを検証していただいて、本当に具体的な抑止力といったところについても、私たちがアイヌと皆さんを含め検討を進めていただきたいと思いますというところがございますので、そこはよろしくお願いいたします。

差別問題に関しましては、本当に先住民というカテゴリーの中では、自分の民族性について否定されるべきものではないと思いますので、それを一方的に匿名であれ、

名前を出してあれ、それを侵害していることは本当に相手を傷つけるということと一緒に考えていただきたいと思います。

あと、ウポポイ誘客戦略の3か年計画につきましては、私も博物館の学芸員として業務に当たっているところですが、こちらの中でも、ウポポイ誘客に関する御意見を頂戴している中で、今後、地域ネットワークを構築していく視点を持ってほしいという意見があります。また、さらに誘客戦略そのものに関しての御意見もありまして、博物館に期待するところとしましては、博物館だけではないけれども、ウポポイ全体では、アイヌの有形・無形文化財を保護してお預かりしている立場ということを認識していただいて業務に当たってほしいと、常々、特に年長者の方からは言われているところでございます。

そのため、重要施策の中にもあるところなのですが、ただ、観光資源としてではなくて、文化を尊重するために、何を大切にしていかななくてはいけないのかというところを見ていただきたいなと思っています。

若手の人だけではなくて、年長者の方たちも、ウポポイに対する期待もそうなのですが、次の年代の人たちにどのような活動をしていきたいかというときに、子供たちが困らないようにしていきたいと言われていて、昨日もそういった話でちょっと泣いてしまったところでもあるのですが、そういったところを皆さんにも御協力いただければと思います。やはり、アイヌであることで傷つくことがないようにする社会の実現というのは、ずっと先人の人たちから強く思われていることなので、皆様にもこの点、御理解、御協力のほうをいただきたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(松浦室長より応答)

内閣官房のアイヌ総合政策室長の松浦でございます。

今、様々な御意見を順にいただきました、私のほうから回答できることを回答したいと思います。

まず、エカシ・フチの支援の関係でございますけれども、高齢者コミュニティ活動支援事業ということで、現在、8団体において支援がなされております。御指摘がありましたように、アイヌ協会がないところも含めまして、我々が各自治体に説明などをしておりまして、積極的に活用をお願いしているところでございます。引き続き努力していきたいと思います。

アイヌ施策推進交付金全体についても、今後とも予算確保をしたいと思っておりますし、今後、概算要求の時期になりますので、我々からしっかりと担当部局と折衝していきたいと思っております。

御発言のありましたウポポイの渋滞対策、道路整備でございますけれども、渋滞事情について我々のほうでしっかり把握しまして、どういった方策が可能なのか、検討

していきたいと思ひます。

また、複数の方々から差別対策についてお話がございました。今回の人権相談、人権啓発事業の強化ということで、我々のほうからの資料がございましたけれども、こちらにつきましても、より実態に即しました強化をしていきたいと思ひます。関係省庁一体となりまして充実強化に取り組んでいきたいと思ひます。

ウポポイの充実強化につきましても複数の委員から御指摘ございました。基本的考え方ということで、数年前整理されたものを改めて掲載しておりますけれども、現場の意見を重視しながら、予算の確保も当然しつつ、今後とも充実強化を図ってきたいと思ひます。

あと、5年見直しにつきまして、複数御意見をいただきました。北海道外の意識調査、実態調査についても御意見をいただきました。これについては、事務方同士の意思疎通が必ずしもうまくいかなかったということ、改めまして私のほうからお詫びいたします。私といたしましても、必ずしもこれにつきまして否定的ではございません。どのようにアイヌの方々、また、国民の皆様の見直しについて反映していくかということ、皆様方、関係省庁を含めまして議論していきたいと思ひます。

そういった意味で、今後、この資料にありますように、見直しに向けまして、北海道、また、本州におきましても、意見交換会をしっかりと開催したいと思ひますし、その際には、実際に会場に来られない方も含めまして、どういった形で意見を述べていただくかも工夫していきたいと思っております。いずれにいたしましても、今日いただいたご意見を踏まえまして、しっかりとアイヌの方々の意見、また、一般国民の意見を反映した見直し作業に着手したいと思っております。

札幌市におきましては、交付金の活用、また、様々な形でアイヌ文化の振興につきまして非常に努力されているということでございます。改めまして感謝するとともに、今後、ウポポイとの間で直通バスも運行をする予定でございますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

博物館におきまして、ツアーガイドの方へのカスハラのような形、これは北海道博物館だけではなくウポポイでもあると聞いておりまして、つらい思いをされている方が非常に多いと伺っております。この点につきましては、国民の意識が重要だと考えています。アイヌ施策につきまして、総合的な施策、教育、また、交付金の活用など、様々な形があると思ひますけれども、総合的施策によって国民の意識を変えていくということが非常に重要だと思ひますし、ただ、実際悩んでいらっしゃるガイドの方もいらっしゃると思ひますので、政府におきましても、カスハラなどの対策も進めております。こういったことを関係省庁とも協力しながら、カスハラ対策などにもしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

ウポポイにつきまして、修学旅行の数が減っているのではないかと御指摘がございました。こちらにつきましてもしっかりと、我々から、各種学校、また、いろいろな旅

行会社に利用勸奨をしていきたいと思っておりますし、様々なイベントを通じてアイヌ文化のすばらしさ、また、ウポポイのすばらしさを伝えていきたいと思っております。また、各種教育プログラムなども整備を進めておりますので、そういった施策をしっかりと進めていくことによって、修学旅行生を増やしていきたいと思っておりますし、まさに若い世代にとって、こういうアイヌ文化を知ること、また、アイヌの歴史を知することは非常に重要だと思っております。御指摘を踏まえまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、海外遺骨につきまして御指摘がございましたが、こちらにつきまして、資料のほうにも、イギリスのエジンバラ大学3体、自然史博物館3体ということで、現在、返還請求をしております。エジンバラ大学につきましては、返還に向けて手続を進めようと思っております。早急に手続を進めて、できるだけ早く北海道のほうに返還したいと思っております。また、他の国につきましても、研究者等の協力を得ましてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

人権相談につきまして、実態についてのお話がございました。これにつきましても、相談員の育成についてのお話もありましたが、実態を踏まえまして、我々、協力して、有効な人権相談に向けてしっかりと努力していきたいと思っております。

人間国宝や重要無形文化財の認定につきましてお話がございました。こちらにつきましては、後ほど文化庁のほうから御回答がございました。

また、ウポポイの充実強化につきまして、アイヌの日の制定でありますとか、それに関して入場料の減免などご意見がございました。こちらのほうも、我々しっかりと調整していきたいと思っております。やはり現場の意見も重視しながら、いかにウポポイに皆様に足を運んでいただくかが重要だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。加えて、人材の活用、海外の先住民との交流、展示などこちらのほうも、ウポポイの充実強化の資料のほうにも書いておりますけれども、重要な指摘だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

ウポポイへのアクセスの点につきましても、登別温泉、札幌市との連絡バス、シャトルバスと申しましょうか、そういったものを運行する予定でございます。その他、例えばJRチケットのセット割引等についても、今後検討していきたいと思っております。

道外アイヌの方への意見交換とかの御指摘でございますが、過去数年言われていることでございます。我々の努力不足もございましたけれども、先ほど申しましたように、今後、意見交換会がございますので、それを含めた形でしっかりと道外アイヌの方と意見交換をさせていただきたいと思っておりますし、先ほど申しました、実態調査、意識調査につきましても、こういった形がいいのか、いろいろな手法があると思っております。過去の調査でも様々な点を指摘されてございますので、それを踏まえ検討をしていきたいと思っております。

最後、インターネットの差別発言につきまして御指摘がございました。差別につき

まして抑止力のある対応についての話がございましたけれども、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたように、人権相談、人権啓発事業をしっかりと強化していきたいと思っておりますし、法務局等の人権擁護機関がございますので、それとの連携をしっかりとやっていきたいと思っております。御指摘がございました未来の世代、また、現在の世代のアイヌ施策についてしっかりと取り組むことについては、まさにおっしゃるとおりでございます。皆さんが安心して暮らせるように、差別のない世界に向けて努力していくのが、我々の役目だと思いますので、今後とも関係省庁と一体となってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

(合田室長代理より応答)

内閣官房アイヌ総合政策室長代理で、文化庁の次長をいたしております合田でございます。

先ほど委員から御指摘のあった点について、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

アイヌ文化は非常に大切なもので、これをしっかりと次代に引き継ぐのは大事なことだと思っております。したがって、例えば、先ほど委員からお話ございましたように、萱野茂先生がお書きになりました「二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」は、2002年に重要有形民俗文化財に指定をさせていただきました。それから、アイヌ古式舞踊につきましても、1984年に重要無形民俗文化財に指定をさせていただいたところでございます。

先ほど、委員から人間国宝という話がございまして、これは、文化庁の主任文化財調査官を務められていた委員に申し上げるまでもないことではございますが、新たな重要無形文化財、民俗文化財ではなく重要無形文化財として、それから、その保持者、それから、保持団体の認定に当たりましては、その起源とか変遷等々の状況、後継者を育成する体制等について、これまでのように調査検討を行っていくということになります。

御指摘のアットゥシ、木彫り、丸木舟製作などの工芸技術につきましても、アイヌの方々の御協力をいただきながら、これは北海道の教育委員会のほうにも文化財の専門家がいらっしゃいますので、文化庁と連携しながら、学術的な体系整備などを進めることが必要だと考えてございます。

先ほど委員から、判断の基準となる尺度が、日本語を話す人の文化である旨の発言がありましたが、学術的な検討に当たって一定のバイアスがあるとのこと指摘かと存じます。そういうところも認識をしながら、引き続き対応を進めさせていただきたいと思っておりますので、御専門家でいらっしゃる委員に、ぜひまた御指導をいただければと思っております。

以上でございます。

3. 自見大臣発言

改めて、皆様、それぞれのお立場からの御意見を拝聴させていただきました。本当にありがとうございました。

私からは事務方から答えたところと重複するところは避けさせていただきたいと思いますが、まずは、御遺骨のこと、また、慰霊の施設のこと、大変重要だと思ってございます。アイヌの方々は、民族として大変辛い時期を過ごされたということ、あるいは、御先祖様に対しての思いということ、本当に重く受け止めております。

海外の御遺骨の話もいただきましたけれども、こういったことはやはり最優先、様々な施策が最優先でございますが、特に御先祖様のことについては、とても重要だという思いでございますので、事務方も着実に準備を進めているところではございますが、ここについては遅滞なくやれるように、私からもしっかりと受け止めて、引き続き全力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、今日、複数の委員の先生方からもお話があって、実態がそこまで深刻なのかと思いましたが、差別の意識の下で、集団で具体的かつ計画的にカスタマーハラスメントのような行動が実際に行われているという点でありまして、この数年間、インターネット上もかなり過激になっておりますけれども、実際の危害等についても、危惧を感じるところまで来ていると伺い、大変深刻だと感じたところであります。

また、こういった話はインターネット上だけでもとても傷つきますし、子供たちにも不安が伝わっているということ自体、アイヌ施策と同時に、政府全体のそのほかの施策にも波及する可能性もございます。こうした事案については、一刻も早く具体的に何らかの対応を考えなければいけないのではないかと、今日改めて複数の委員の先生方からのお話を聞いて思ったところであります。

また、生活苦についてのお話もいただきましたし、交付金についてのお話もありました。エカシ・フチの皆様にとって、しっかりと安心がもたらされることは大変重要であると思っておりますし、札幌市のように、具体的な事業で活用いただいているところもございます。こういった啓発などの事業についても、有効に御活用いただいている事例を具体的に教えていただいて、本当に勉強になったところであります。

そして、今回は施行後5年の見直しの検討のキックオフの会として足を運ばせていただいたところであります。北海道やアイヌ民族の皆様の御地元をあずかる委員からの御発言は大変重いと思っております。また、関東におられる、あるいは北海道外におられる皆様の意識や実態ということも大変重要な課題そのものであります。それは私たちの法律の趣旨でもございます。事務的なやり取り、様々な齟齬があったということは、私の立場からお詫びを申し上げたいと思っておりますが、気持ちは全く一緒だと認識しております。ぜひ、ここは足並みをそろえて、項目立て等についても、こういった手法があるかも含めまして、しっかりと一体的な対応をさせていただきたいということをお願いいたします。

そういった中で、今回は施行後5年ということではありますが、この法律の下でさらにまた5年後、そして、また5年後ということで、5年、10年、15年、20年と、この法律の下で様々な施策を推進していくということが非常に重要であります。委員から仰っていただきました実態の見える化というところを含め、そのための体系的な組み立てにも資すると理解をしておりますので、そういった観点からも、非常に重要な御指摘であったと思っております。

明日は平取のほうにお邪魔させていただきます。その中で、私は、萱野茂先生の本を大変好きで読んでおりますけれども、コーヒーをこぼしたら、怒られるのではなくて「テーブルが飲みたがっていたんだよ」というお話とか、あるいは、それぞれの地域での会話の仕方とか、様々な話が萱野茂先生の御著書の中に散りばめられております。私は、萱野先生の本から、粘り強い対話を通じて、アイヌ民族の方々が築いてきた歴史というものを学びましたが、こうしたところも非常に重要だと思っております。

また、私は、やはり当事者の立場に立つ、寄り添うということが何よりも大事だと思う中で、自分自身がそうでないときに相手を思いもしない言葉で傷つけてしまったり、あるいは、思いもしない提案をしてしまって困惑させてしまったりということについて、大変配慮すべきだと思っております。自分も毎日戒めをしているところであります。

ですから、どうぞ、今日始まりました対話の中で、信頼と対話の中で、私たちが、子供たち、御先祖様、今いるアイヌ民族の皆様、そして、関係の皆様とともに、この施策がしっかりと推進できるための具体的な歩みを、気持ちを一つにして進めていけたらと思っております。この法律をしっかりと組み立てていって、さらに充実させていくのは我々の責任だと思っておりますので、どうぞこれからも、今日をキックオフといたしまして、忌憚のない御意見をいただきながら、私たちの手で、それぞれのお立場から、引き続き具体的な提案、そして、厳しい御意見も賜っていただけたらこんなにありがたいことはないと思っております。

私は、今、万博の担当もさせていただいておりますが、万博には161か国が参加予定です。その中で、今月、参加する世界の国々の皆様600名が、奈良で開催された会議に来ていただいたわけでありまして、会場に入るなり、私に声をかけてくださいました大臣は、カナダとオーストラリア、そして、ブラジルでありました。いずれの方々も各国の政府代表なのですけれども、「先住民担当大臣でしょう」と問われ、私が「アイヌ担当大臣です」と言うと、そういった大臣が自分の国にもいる、かつ、万博と同じ大臣だということについてとてもうれしいと仰っていただきました。

常本先生からも先住民の皆様、国際的なネットワークというお話がありましたけれども、こういった機会をとらえて、ぜひ、大臣の力を借りたいというようなお話もたくさんいただいております。私はそのことを大変うれしく、ありがたく、そして、誇りに思っております。

ぜひこれからも、皆様と忌憚のない意見交換をしながら、そうして、建設的な議論の

中で、私たちの手によって、この法律をつくり上げるのだと。この気持ちを持って、我々一同、部局も、より一層元気に、より一層力強く邁進してまいりたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。